

第38回広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和4年12月9日（金）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

秋田智佳子、岡本有三（新任）、小池英樹、萩原幹史、肥後井昭（新任）、
牧真千子、宮崎智三、森實有紀、森田倅平、柳迫周平（新任）、山根以久
子

[説明者]

國宗省吾裁判官、賀茂敏之主任書記官、奥田裕家事首席書記官、木口直樹家
事次席書記官、梅澤美紀首席家庭裁判所調査官、前田勉次席家庭裁判所調
査官、高原次席家庭裁判所調査官、有馬素光少年首席書記官、富永正雄事
務局長、坂東正樹事務局次長、清木真穂総務課長

[事務担当者]

清木真穂総務課長、大西顕範総務課課長補佐

第4 議事

- 1 開会宣言
- 2 委員異動報告
- 3 委員挨拶、自己紹介
- 4 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあつた一人が傍聴することを許可した。

5 議事

「家事調停におけるウェブ会議について」

[事務担当者]

本日の協議テーマに入る前に、前回の家裁委員会で家事調停の充実に向けた調停委員の採用の在り方について、委員の皆様から多くの御意見を頂戴したところです。いただいた御意見を踏まえて、その後の検討状況について御説明させていただきます。

[説明者]

前回の委員会では、「家事調停の充実に向けた調停委員の採用の在り方」について、調停委員という職務のやりがいと難しさを御理解いただくとともに、求められる職責を果たすためにどのような調停委員を採用するかという点につき御議論いただきました。

委員の皆様からは、公募の在り方、選考方法についての御意見や、新たな分野や比較的若い世代の調停委員が確保できている支部の調停委員構成からの分析、外国人対応や女性、幅広い世代からの視点など多様性を意識した採用を考えるべきという御意見、利用者のニーズの把握など、多くの視点を頂きました。また、研修の充実の有用性についても御意見を頂きました。

委員の皆様から頂いた視点を踏まえ、より充実した調停運営を行うための検討を続けながら、今後の調停委員の年齢構成・男女比・職域構成の推移等も意識しつつ、今の広島家庭裁判所において、どのような分野や世代の方に調停委員になっていただくのが相当かについて改めて検討し、そのためにどのようなアプローチをしていくのがよいかを検討しております。

[委員長]

本日のテーマは、家事調停におけるウェブ会議についてです。担当者から家事調停にウェブ会議を導入するという施策の概要等について御説明をさせていただきます、当庁

で令和4年10月17日以降実際に利用しているウェブ会議機器を用いた模擬調停の様子を御覧になっていただきましたが、何か御質問はありますでしょうか。

[G委員]

第三者がウェブ会議の先にいないというのはよく分かるんですけど、録音・録画がだめというのは通常の裁判でもテープレコーダーを回したりしちゃいけないとか、そういうのと同じようになるわけですか。

[委員長]

はい、そうです。

[G委員]

今の時代なら、残しておくほうが良いような気もしたんですけど、どうかなと思いました。

[説明者]

調停につきましては、非公開の手續になっておりますので、基本的には、そこに参加している者だけが介入をしているということを前提にやっております。特に家事調停につきましては家庭のことなので、プライバシー性の高いような事柄を取り扱いますので、そのような内容が外部に漏れてしまいますと、なかなか当事者としても安心して調停手續に参加できないというようなことになりかねないということだと思えます。

録音・録画につきましては、もちろんそれがあれば、例えば、後でそれを見返したりして内容を確認するということがある、そういうところもあるわけですが、やはりそういうふうにデータを残してしまうと、それがどこかに漏れてしまうというリスクとしてはどうしてもございますので、そういったことは安心した調停をやるという面からするとリスクになるということも考えられますし、非公開という手續ということもございますので、そういったことは控えさせていただいているということもございます。

[B 委員]

私、素人なのでちょっと変な質問かもしれませんが、最初、対峙せずにやっています、進んでいますよね。これは事前に、調停委員どうしでどうするか話し合われて、いきなり対峙してやるのか、そういうやり方をしないのか、あるいは本人が全くもう対峙したくないという場合は同席なしでやるのか、それは臨機応変に裁判所の方で決められているということでしょうか。

[説明者]

それはおっしゃるとおりでございまして、やはり調停になりますと何かしら紛争と争いごとがあるというのがベースにございますので、当事者同士ではなかなか話し合いで解決できなかったのが裁判所の調停というところに来ているものですから、なかなかその二人を会わせる形でいきなり話をすると紛争が余計にこじれてしまうという可能性もありますので、まずはそれぞれ一方ずつからお話を聞くと。そこは相手がないので、多分そのほうが話しやすいというところもあるでしょうから、それを話をしていって、それを調停委員が間に入る形で伝えていって解決に向けてやっていくということがまず、調停のやり方としてはスタンダードなのかなと思っております。

ただ、他方でここについてはやはり当事者、対面の形で話したほうが良いという場面、あるいはそれにしても、そんなに調停として紛争性が高くないんじゃないかというふうに判断される場合にはそういう形で、同席でやることもあります。それはウェブ調停だけに限らず、実際に双方が来ていただく調停においても同様でございまして、またウェブ調停につきましては、同席といっても同じ空間にいるということもございませんので、例えば先ほどお示しさせていただいたような形であればやっても構わないというケースもあるかと思っておりますので、例えば調停の手続で、双方に説明しなきゃいけないときに限って、例えば同席でやってみるということも可能かなと思っておりますので、そういったことも今後やってみたいなというふうに考えるところです。

[C 委員]

ウェブ会議の環境設定の関係なんですけれども、基本的には弁護士がつかれた状態での導入だけをされているということですか。

[委員長]

今はそうですね。

[C委員]

当事者だけというパターンも、現実には調停の中ではある、そういう場合には、こういうマニュアルをお送りして、この手順に従って操作をしていただくということで、こういったことができる方に限られるという状況になりますね。あと、やりたくても、ただ、こういった設定等に不安のある高齢者の方とか、そういった方たちも御希望があれば基本的には対応しているという姿勢ですか。

[説明者]

現時点においてはウェブ会議で参加される方に代理人がついている場合でやっております。なので、例えば双方とも代理人がついていて、双方ウェブ会議で参加する、あるいは一方だけがウェブ会議で参加するという2パターンでやっております。これは、やはり代理人の方は調停以外のほかの裁判の手續とかでこういう形のウェブ会議をやられている方も多ということでございますので、慣れているというところもありますので、運用を暫定的にということでやっております。

ただ、今後はその代理人がいない本人事案のところ順次やっていきたいと思っておりますし、やはりその手続的には遠方にいらっしゃる方とか、ウェブ会議で参加するというニーズは御本人の場合ももちろんあると思いますので、できる限りやり方とか説明を工夫するなりして、こちらもできる限りやっていきたいなというふうに思っております。

[委員長]

そのあたりで、御本人さんにやっていただくときに今後どうしたらいいかというあたりを、この後の意見交換でぜひ、何かお知恵があれば皆さんからお伺いしたいなど

思っております。

[K委員]

素朴な質問ですけど、お話を聞きながら、録音はされないけど議事録は書かれるんですよね。

[説明者]

議事録と言いますか、やっぱり調停委員もその事件を何もメモをとらずにやると、なかなか忘れてしまうというところもありますから、やっぱり自分の進行どうだったかなということのためにメモをとって、それを残しておくということはやっていると思いますが、それはもちろん、その内容はプライバシーに関わること、非公開の情報ですので、通常、保管には気をつけていただいておりますし、それは裁判所としても気をつけているというところがございます。

[K委員]

でも、1つ思ったのは、実際のところは分からないけど、見ていて思ったのは、一応、お話されますよね、いろんな話を。で、それを何かこう、確認して、この件についてお相手方にお聞きしますね、みたいなことはしないのかなと、ちょっと素朴な質問なんですけど。

[説明者]

そうですね、そこは調停の難しさといいますか、話をそれぞれから聞いて、それをどの範囲で相手、他方に伝えていくのかというところですよ。なので、もともとのどうしてもやっぱり感情的な対立があることが多いわけですので、それをそのまま聞いた内容を相手に伝えてしまうと、やはりそれが解決にとっていいのかどうかというところは、また日々、その調停委員の方々も悩みながら、どういう形で伝えていくのかというところをやられているんだろうと思います。

なので、例えばこういうことを話して、これをこういう形でお伝えしてもいいですかというふうに確認しながらやられるというやり方もありますし、あるいはどうしても

もこれは伝えてほしいというふうに言うんだけど、それをそのまま伝えてしまうとなかなか難しいといったときは、例えば言い換え、表現をちょっとやわらかくしてみたりとか、そういう形で伝えるということをやっているという方が多いのではないかなと思います。

[D 委員]

配布していただいた資料、月別のウェブ調停の件数は全国分ですか。

[委員長]

はい、全国のもので。

[D 委員]

婚姻関係に対して、子の監護事件が3割程度で、さらに遺産分割というのが2割程度ですけども、これ、母数としてはどうなんですかね。何だろう、遺産分割が高齢者が多いからウェブ会議ではできないとか。子の監護が少ないのは分かるけど。離婚調停のほうが多くて、子供の問題にまで発展するのが3割程度。それで、離婚と財産分割の割合というのが2割程度のものなんですかね。それとも当事者が高齢者だからウェブが進んでいないのかなと、疑問に思ったんですけど。

[説明者]

まず、全体的な母数の事件数としてどうなのかというところについては、すみません、今正確にどうなのかというところをお答えする用意がないんですけども、肌感覚としてはやはり遺産分割とかよりは離婚の話とか、あるいは子の監護に関する、そちらのほうが母数としては多いという感覚はありますので、それから見たときの割合としてもこれぐらいになるのかなというようなところはあります。

また、ウェブ調停につきましてのメリットは先ほど申し上げたような内容でして、一番のところはやはり顔を見ながらお話ができるということがメリットの1つかなと思っております。遺産分割ですとか、あるいは養育費とか婚姻費用というお金に関わるものについては、事前に財産がどういうものなのかとか、収入どれぐらいありま

すかという資料を出していただいて、それを突き合わせる形で話をするというところなので、ある意味、例えば電話とか顔を見ずにいろいろ整理しながらやっていくというところもあるわけですが、離婚とか親権とかになってきますと、やはり気持ちの調整とか、そういう心の要素が大きい一面もございますので、そうなってくるとウェブ会議に適しているのは、そういうほうが比較的多いかなというところもあるので、そういったことも影響してこういうような割合になってくるのかなと個人的には思ったりもしました。

[委員長]

先ほどD委員から机上に配付した実施件数の数字をもとに御質問いただきましたけれども、これ、全国の数字なんです。広島家裁は、この10月17日から始めて、実際にどのような状況か説明者から紹介してください。

[説明者]

広島家裁におけるウェブ会議の調停ですが、10月17日から本日まで指定された件数は22件でございます。そのうち、本日までウェブ会議が実施された調停の件数は11件でございます。内訳を申し上げますと、婚姻関係事件につきましては8件、子の監護に関する事件が3件でございます。

[委員長]

ということは、遺産分割事件は、まだ広島ではやっていないということですね。

[説明者]

はい、遺産分割事件はまだしておりません。

[委員長]

広島家裁では、まずはその離婚などからという方針だということですかね。

[説明者]

そのとおりです。

[委員長]

今後、遺産分割でもやろうという動きはあるのでしょうか。

[説明者]

そうですね、遺産分割についても、やはり適当な事案があれば実施していくということで裁判所としては考えておりますが、まだ実際にそこまでケースとしては数が無いのが実情です。

[J委員]

今回のデモンストレーションだと、確か第1回の期日の様子を見て、これ、裁判所の側で、第2回期日はウェブ会議でやったほうが良いという判断をしてウェブ会議を提案しているようですが、当事者の側からウェブ会議でやってくれということを申し出ることはできるのかということが1点と、それから初回期日に関してはこれは必ず対面でやるという原則をとるんですか、その2点について確認させていただければと思います。

[説明者]

まず1点目ですけれど、当事者の方から申立てをいただくということは、それはもちろんできるものでございます。その当事者の方が申立ていただいて、それを前提に調停委員会で検討して、やったほうが良いだろうということであればウェブ調停でやるということはもちろんあります。ただ、今のところは運用を開始したばかりということもありますので、当事者からの申立てというよりは裁判所のほうで御提案させていただいて実施しているというものが多んじゃないかなというふうに思います。

2つ目のほうですけれども、初回からやるのかどうかというところですが、これについても初回期日からやるということも可能性としてはあるかなというふうに思っておりますけれども、今のところは、やはり初回期日ですと当事者の方がどういう方なのかこちらがよく分からない、もちろんそれは当事者からすると調停委員がどういう人だか分からないという、同じなんですけれども、なので一度は、例えば対面する形でどういう人なのかというのを確認させていただいた上でウェブ調停をやる

ということのほうが件数としては多いのかなと思いますし、あとはどうしても初回期日まで時間がなかったりするものですから、そういったところからまず1回は対面、あるいは電話会議の形にさせていただいた上で、次回期日からやりましょうということにしていることが多いのかなと思います。

[J 委員]

そうすると今のところ当事者からという形がないということだったんですけども、例えば当事者からウェブ会議でやってほしいという希望があった場合において、もし裁判所側とかあるいは一方の側では、例えば双方がいる場合において他方側が望まないとかという場合に関しては、その実施の可否に関して判断基準というのはどういうふうになってくるんですかね。

[説明者]

判断の可否、基準とかですよ、それについては、まずその当事者の意見というのは1つの要素にはなってくると思います。なので当然、その法律上もウェブ会議、電話会議もそうですが、それを実施するかどうか判断するにあたっては当事者に意見を聞くということになっておりますので、聞かせていただきます。ただ、そこで例えば望んでいない側が拒否したという場合において、それをもって実施しないということになるかと言われると、それはまた別の問題でして、例えばそのどれだけ出頭の困難性があるとかですとか、あるいは実際にウェブ会議でやったほうがどうかとか、そういったいろんな諸事情を踏まえた上で判断しているというところが実際でして、いろんな事情を考慮して、やっているというところが正直なところでございます。

[K 委員]

ウェブ会議のほうが非言語的情報の取得が容易って書いてあるんですけど、普通に考えると対面のほうが容易かなと私、思ったりするんですが、その辺はどうなんでしょう。それとも何か、ある意味で、淡々とできるのかなと思って、ウェブだと。そのほうがいいのか、すごく感情的なものが、あまりこう、こっちにどんとくると調停

する方も大変ですよ。だから、そういう意味では少しワンクッションがあるほうがいい気はしたんですけど、だからその辺がちょっと分からないなと思って、非言語的
情報ってどういうことを・・・。

[説明者]

おっしゃるとおりのところかと思います。非言語的情報というのは言葉によるコミュニケーション以外のもの、基本的に全て指しますので、例えば、そのときにうなずくとか、首を振るとか、あるいはそれ以外の手の動きとか、そういったものを全部含みますので、それはやはりウェブ会議といえども、いろいろ見え方とか画像の鮮明度合いもありますので、やはり対面のほうがそのあたりクリアに見えるというのはおっしゃるとおりだと思います。

今回ウェブ会議が導入されることによって、対面の形と電話会議という、これまでその2つのパターンしかなかったんですけども、本当に新しい形でウェブ会議というものが使えるようになったということでございます。なので、もちろん対面でできるものは対面でやるというのは1つあると思うんですけども、例えばこれまで電話でしかできなかったものに比べると、非言語的な情報を取得しやすいのかなと、そういうメリットがあるかなというふうに思っているというところでございます。

また、例えばウェブ会議の場合ですと、同じ空間には物理的にはいませんので、そのほうがお互い冷静に話ができるというのも、1つあるかなと思っていて、だからと言って、それでウェブ会議にするかどうかというところが、直ちに決まるかということとは、またそれは別問題だと思いますけれども、実際にやられてみて、ウェブ会議のほうが当事者とも冷静に話し合いをすることができたというような感想を述べられる方もいる、そういうメリットと申し上げていいのか分からないですが、そういうような考えとか感想を持たれている方もいるということでございます。

[J委員]

広島家裁の家事調停において今年の10月から始まったということなんですけど

も、ただここで今、資料で読んで、統計としては令和3年の12月からデータとしてはあるわけであって、そうすると裁判所によって多分、実施時期が全国で違うというような状況だと思うんですけども、全国的に広島家裁で実施のスタートというのは、割と遅かったのか早かったのか、ちょっと不勉強で申し訳ないですけど、お伺いできればと思います。

[説明者]

そののまだ説明が不足しておりました。この実施件数のところ、令和3年12月からスタートしているんですが、令和3年12月から全国でなくて東京、大阪、福岡、名古屋、この4つの家裁本庁でまずウェブ会議をやりましょうということで試行がスタートしました。なので、この令和3年の12月から令和4年9月まで、ここの数字というのは今申し上げた4庁における数字になります。

で、この10月分からは、この広島家裁を含むそのほか19庁で実際に始めましょうということになりました。なので、10月からは広島を含む19庁プラス令和3年12月からやっていた4庁を含む23庁ですね。で、10月からその23庁の実施件数が書かれているということでございます。

ですので、全国、家裁本庁で50ぐらいありますけれども、そのうちの今、23庁でやっているということございまして、今後多分さらに展開はされていくかと思うんですが、数字としてはそういう数の裁判所に行く方ということでございます。

[J委員]

そうすると試行的に、まず4庁で試行的にやったというのは分かるんですけども、その次のステップというのはプラス19でしたっけ、19庁ですけども、この段階的なステップを踏んだ、そこから結局、その4庁のデータが得られた上で、ある程度こういうふうな意見、メリット、デメリットとかが見えてきていて、それをほかにも参照するというのは分かるんですけども、何で、この次の段階において部分的な拡大にとどまったのかというところをお伺いできればと思います。

[説明者]

個人的な推測に当たる部分も多分にあるのですが、最初に4庁というのは、申し上げたように裁判所の中でもかなり大規模庁になります。なので、かなり件数が多いところがあるので、そこでまず実際にやってみて、どういう問題があるのかというところを洗い出して、整理をするというのが最初の目的としてあったと思います。

その後、19庁をやっているんですけども、これは大規模庁4庁に次ぐ比較的大きいようなところですね、なので関東圏なんか横浜とか埼玉とか千葉とか、そういうところも入っていますし、あとは広島のように高裁が所在している場所、そういったところからピックアップしてやられているというところなんだろうと思います。

あと、確かに全国的に、一律にばっとやれたら、もちろんいいのはいいと思うんですけども、それは多分、いろいろウェブ会議をやるにあたっては、機材の準備とか、いろいろ人間的なところも含め対応が必要なところもございますので、そういったもろもろの事情を踏まえた上で、できる限りの会議で件数の多いところからやりましょうということで、今回19庁をピックアップしてやっているということではないかなと、すみません推測ですが、そのように思います。

[委員長]

19庁、中国地方では広島と岡山なんです。だから、また将来的には、山口、鳥取、松江とかもやっていくことになると思いますし、将来的には広島管内ですと福山支部とか、支部もあるんです、福山、尾道、呉とかというふうにありますので、裁判所のまず大きいところでやって、中ぐらいのところでやって、じわじわっと広げていくというイメージを持っていただければありがたいです。

[J委員]

今は本庁だけなんですか。分かりました、ありがとうございます。

[委員長]

では、そろそろ意見交換で、皆様からのお知恵を拝借するところに入っていきたい

と思うんです。御意見いただきたいのは2つありまして、一番目はウェブ会議による調停を当事者にとって利用しやすいものにするための留意点、工夫点です。利用者目線、当事者目線で、こんなふうにしたらいんじゃないかとかという御意見をいただけたらありがたくて、2点目はウェブ会議によりコミュニケーションをとる上での留意点、工夫点ですので、どっちかという主権者側としてこんなふうに工夫できるよとか、こんな工夫をしているよっていうところを皆さんのお仕事などでやっておられる工夫などがあればお聞かせいただければ、大変ありがたいと思っておるのです。

最初の利用者の目線というか視点から何か気づくことがおありかどうかというところをお尋ねしたいんですけど、さっきC委員が、やっぱり高齢者、この書面とかを御覧になって、高齢者とかやれる人がどうかというお話があったと思うんですけど、何かお気づきの点とか御意見とかないでしょうかね。

[C委員]

意外と、デモを拝見してスムーズだったなとは思いますが、それは代理人の方いらっしゃるし、慣れている方が操作をするのであれば、あとは当事者にとっては指示に従ってやるだけなので、そういった部分では対面とほとんど変わらない、高齢者あるいは障がいのある方でコミュニケーションが難しい方はまた通常の調停でも同じように難しさというのは変わらないとは思いますが、通常の調停、対面での調停とも比較的には意外とスムーズだったなと思いました。

ただ、御本人がするというのはやはり難しい面が操作の不安とか、御本人がやる場合というのは、御自宅等で、1人でされるということになるわけですね。操作に対するいろんな不安であるとか、接続もいろんなトラブルも何でもいろんな形でありまうけども、いろんな通信の問題で、途中で何か起こったりすることは時々ありますので、そういった場合の不安とか、不慣れな方こそ、やはりこういった不安は覚えますから、心理的な面で言えばメリットのところでは心理的安心があるという、これは確かに今日初めて聞いて大きなメリットだとは思いましたが、逆にこういった機器

を使ってやることに対して、逆に心理的に不安な面も一方であると。

だから、当事者の方が使うという前提でやるのはいいんだけど、できるだけその辺の遠方の方が行かなくていいというメリットもありますから、そこら辺の兼ね合いで当事者の方も判断されると思いますけれども、何かこうしたらいいという御提案ではありませんけれども、何かそうした操作に対する不安への手立てが高齢の方等には必要だなと思います。

[K 委員]

私は、弁護士さんの事務所の場合はいいけど、もし家庭でやるんだったら、それこそさっきおっしゃったみたいにそれぞれの家庭でウェブの状況も違いますし、何か緊張感がなくなりそうで、お家ですと。それから、何やかんや言いながら第三者が入ってくる可能性もあるというので、やはりどこか場所を決められるとか用意されるほうがいいなと思いました。

[D 委員]

リモート、遺産分割の件数をお聞きしたのは、当然親御さんが亡くなった世代ということなので、より高い年齢層が当事者になる可能性がある。であれば、当然IT弱者の場合があるんでしょうねと。そういったものを進めるに当たって留意すべきことは何なのかなということを考えてみました。例えばですけど、尾道支部ないし福山支部、その間に御住まいの高齢者の方というのは当然、家裁へ、支部へ出向かれるよりも御自宅及びその周辺でできたら非常に便利になるだろうなと。

あとはその環境設定ですよ、今、代理人、分かりやすくいうと弁護士の方が立ち会われるケースということになっていますが、そうでない環境準備のマニュアルというか方法論というのを準備されていれば、非常に周辺地域の方には便利になるのかなと。財産分割のスタートって多分法定代理人立てないと思うんですね。当事者同士で調停申立てをされてスタートすると。そういった場合においては、お孫さんやそういった方にIT環境の準備を手伝っていただくみたいな想定をされたらどうかなと。要

はこれ、スタートのほうも、代理人、弁護士の方が立ち会っている状態というのを想定されていますので、当然その費用もかかるので、そうでないというのもあるのかなというのをちょっと思いました。

ウェブ会議ソフトがWebexというのも何か不親切かなとは思いますが、市場を無視した状態。多分、恐らくは国の考え方というか官公庁でそれを推奨して一択なのかなというのとは思いますが、我々でいうとTeamsとか、これは何か会社さんによってばらばらであったりもしますから、もっと汎用性があるのもいいのかなとは思いました。新しいソフトウェアをインストールする前提になってしまいますから、そういうのもやはりその場がね、弁護士事務所という想定になっているのかなという気がしました。今後、IT環境がよくなって、過疎地域であっても参加できるような仕組みというのを思えば、そういった準備の手続きまで御案内できたらいいのかなと思いました。

[B委員]

今のところに関連して、例えば申立人が弁護士事務所以外のところですよ、でも可能かどうかというか、例えば遺産なんかだったら保健施設みたいな外に出れないとか。例えばヘルパーと一緒にいないと、ちょっとまずいよというケースもあると思うんですね。そういう場合は同席してもいいのかとか、保健施設で、そういう設備を整えてやるということも可能なかどうか。

[説明者]

ヘルパーさんなど、なかなか1人で、長時間で調停をするところが不安な方において、そういう方をつける形で実施できるかどうかというところでした。

現在においても、もちろん調停手続は非公開でございますので、基本的には当事者となっている方だけが参加できるということにはなっております。ただ、といっても状況によって多分、例えば身内の方が一緒に話をしたいとか、あるいはそのほうが話としては先に、スムーズに進むんだとか、そういうような御希望をいただくことがあ

ります。そういったケースにおいて、もちろんその相手方のお考えもあると思いますので、そういったことも聞きながら、本件についてはそういう方を同席させる形でやるということも場合によってはあることなのかなという気はするんですが、少なくとも私がやったのとして、身内の方、親族の方とかいうところかです。ヘルパーさんとか日頃の生活を支えてくれている方だとは思いますが、ある意味、第三者の立場の方ですので、そういった方をどこまで立ち合わせることがいいのかというところは慎重に見極めなければいけないのかなというところはあると思います。

です。ですので、もちろん、例えば健康面に不安があるということでしたら、裁判所へ来るということも難しいということも考えられますから、どういう形でその方に調停に参加していただけるのかというところが、同席という形ではなく別の形で何かあるのかというところも検討しながら裁判所ではやっていくということになるのではないかなというふうに思いました。

[委員長]

先ほどD委員からお話があった高齢者の場合、お孫さんにセッティングを助けていただいで、アプリのインストールとかセッティングのところはお手伝いいただいで、その実際の調停の期日のときは1人でやっていただくというのが今、裁判所のイメージなんですよね。B委員からお話のあったようなそういうヘルパーさんとかどうするかというのは、裁判所はまだそこまで十分な検討はできていないというところです。

[説明者]

ただ、自宅で実施するとなると、そういうケースも出てくるだろうと思います。特に高齢者の方はやはりこういう機器関係について慣れていないという方もいらっしゃるでしょうし、健康面に不安を抱えているという方もやっぱり割合的には多くなってくるだろうと思いますので、そういった方々も含めてウェブ会議をどういう形で有効に活用できるのかというところが今、御指摘いただいたところも含めて、今後、裁判所としても検討していかなきゃいけないかなということを改めて気づかさせていた

だいたかなと思います。

[I 委員]

段階的なやり方として自宅ではなかなか難しいとしても、例えば広島家裁は遠くても、最寄りの裁判所だったりとか、そういったところであればある程度、その裁判所の職員もいらっしやいますし、これには裁判所の相互理解とか相互教育が必要になってくるかと思うんですけども、裁判所の建物内であれば、ある意味、第三者に聞かれたりとか、そういった恐れも予防できるのではないかと思いますので、そういった自宅では難しくても、例えば最寄りの裁判所とつなげていただくような感じのやり方としては段階的にはあるのかなというふうに思いました。

[委員長]

A委員は代理人の立場から、事務所を使ってやるとかいろいろあるかと思いますが、何か御意見おありでしょうか。

[A 委員]

今、いろいろ御意見を聞きながら、両方の悩みを感じております。お父さんと一緒に調停の部屋に入りたいとかね、お母さんと一緒に入りたいとか、いろいろおっしゃいますよね。その場合も裁判官と協議して、どうするかというふうにはなっているとありますが、やっぱり原則としては御本人さんにとりうふうになるので、当事者の方からそういうお話を聞いて、当事者の気持ちも分かるし、裁判所としてのやっぱり御本人さんにとりうのも理解できるところで、なかなか難しいなど。

職場の方でとかいうのもよく分かります。弁護士事務所と当事者さんが離れた場合もあります。岩国とかで、山口の方の弁護士に頼むよりは広島の方の弁護士の方が近いというようなことで依頼される場合も、岩国から広島の方の弁護士のところまで来るのも遠い、小さいお子さんを抱えていらっしやるとか、足が悪い方とか、医療で言えば往診が必要な方、法律相談であれば弁護士だと出張相談なんかも結構、広くやっていますので、本当にアウトリーチが必要な時代になっているなと思っていますけれど、た

だやっぱり調停ということになると一定の慎重さが求められるだろうなと思います。

声を小さくして横で合図をして、その人の言うとおりに動く方もいますね、オレオレ詐欺なんかでも引っかかる方もいらっしゃるほどですから、後で調停が成立してしまってから、実はあのときに横で脅されていたんですみたいなことになってはいけないと思いますので、本当に難しいなと思いながらお話を聞きました。

あと、話が変わるんですけど、先ほどのデモンストレーションを見ていて、相手方の同席というのも了解を得ていましたんで、了解を得てということではよかったんですけど、当事者の中には、もう相手と背格好が似た人を街角で見つただけで動悸がして倒れそうになる人とか、その声を聞くだけでも倒れそうになる方などもたくさん接してきていますので、本当に声というのは聞くだけでも耐えられないという方がいらっしゃるんで、それをもとに慎重にしなければならないだろうと思っております。

[委員長]

はい、ありがとうございます。E委員、何かその利用者の点から思われることなどございましたらお願いしたいんですけど。

[E委員]

特に高齢者の方に我々、いろんなこういった事業がありますと説明するんですが、我々目線からの話ということで、やはりインターネットホームページ、スマホ、そういったことに非常に拒否反応を示されます。ということで、やはりそういった、これからのこの利用について、やはりもっと当事者目線からの説明というのが必要ではないかなと思います。

[委員長]

もう1つの意見交換事項として、会議を主催する側として、よりよいコミュニケーションをとる上で、何か気をつけるべき点とか工夫すべき点があるかというあたりについて、何か御経験などおありでしたら御紹介いただきたいんですが、いかがでしょう。その辺は、G委員とかは何か、ほかのお仕事とかではどんなでしょう。

[G 委員]

仕事柄、初めての人に会ったりすることも多いので、やっぱりそういう人にどうやって信頼してもらうかということなので、何か秘策があるわけではないんですけど、それが例えば弁護士さんとか代理人がある場合は、代理人さん、弁護士がどういうふうに、その人に信頼してもらうか、あるいは調停の場合だったら調停の人がどれだけ信頼できるというふうに思わせるかというのが大事なんだと思います。それぞれの人で、逆に言ったら何かノウハウを持っていたりするのかなと思ったりもしますが、どうでしょうか。あまり答えになっていないと思いますけど。

[委員長]

何か、皆さんがふだんの生活とかお仕事の上で、ウェブ会議などを使われている方がいらっしゃればコミュニケーションをするために対面とは違うこんな工夫をちょっとしたりしていますとかというようなお話はないでしょうか、どうでしょう。

[D 委員]

答えになっていませんけど、難しい問題や対立した問題というのは圧倒的にウェブよりも対面のほうが解決するケースが多いです。それは、やはり非言語的情報というのは大きな要素を占めている。要は難しい問題であればあるほど、当事者に寄り添うということが必要になってくると、これはもう間違いないと思います。それをウェブでどう出していくのかというのは、やはり調停委員の方や裁判官の方の言葉の使い方1つかなというふうな気がします。それは人の話を聞くときに相づちを打つとかそういったことをやはり対面形式で調停をやっていた場合とリモート、ウェブによってやる場合はよりそういった配慮も求められるのかなと。

[委員長]

ほかに何か御発言いただける方はいらっしゃらないでしょうか。よりよいコミュニケーションをとということに限らずウェブ会議で調停をやることについて何かアドバイスをいただければ。今日、デモを見ていただきましたので、何かアドバイスをいただ

ければありがたいと思っておりますが、何かございませんでしょうか。

[J 委員]

アドバイスというか少し思ったんですけども、今、事前の資料として当事者向けの対応についてはいろいろ送っていただいたんですけど、調停だったら裁判官や調停委員がいるわけですよね。調停委員に対するウェブ会議の仕方に関して、裁判所側として何か現時点ではどういうレクチャーをしていただいているのがあるんですか、そこが今、ふと思ったんですけど。ちょっと質問で申し訳ないですけど、お伺いできればと思います。

[説明者]

調停委員の方へのレクというところですけども、最初に断っておきますと、今広島の本庁でだけやっておりますので、本庁にいる調停委員の方だけということですけども、10月に施行する前に一通りの説明をさせていただいております。

まず、今年の8月に、今回の機器の説明をさせていただいております。機器の操作ですね、このWebexを使って、例えばこういうふうにして入りますとか、退室していただきますとか、画面の使い方はこんな感じですよという形のまず説明させていただいた上で、その後、9月だったかと思いますが、そこでもう少し掘り下げて、ウェブ会議の進め方、操作面を含めてどういう形の手順でウェブ会議を始めるか、あるいはそのウェブ会議の中でのどういう形で、どういう手順を追ってやるというところは、一通りは今回お配りさせていただいた資料なども含めて御説明をさせていただいているというところでございます。

WebexのほうはTeamsとかに比べると確かになじみがないんですけども、操作としてそんなに難しくはないかなというところがありましたので、調停委員の方もそのとき実際に機器を触ってみて、思ったよりは使いやすいかなというような感想を持っていただける方もいらっしゃいましたし、実際にウェブ調停が始まってから手続的にもスムーズにできたなというふうな感想を持たれる方が比較的多いかなと

いうところでございます。

今後、実際に調停委員の方、まだ一部の方しかできておりませんので、今後順次、皆さんにやっていただけるようなことになると思うんですが、その中で出てくる意見がありましたら、それは順次解決していきたいなというふうに思っているところでございます。

[G委員]

さっきA委員とかK委員もおっしゃっていたように、これからどんどん自宅でのウェブ調停を増やしていくかどうかに関わるんですけど、ふだん仕事でウェブ会議とかそういうのを自宅でやっていたら、さっきK委員がおっしゃられたように緊張感がなくなったり、突然インターホンが鳴ったりとか、電話がかかってくるので、ちょっとやっぱり、そういう意味で調停という場はきちんとしなないといけないものであれば、あまりよくないかなという気がしないでもないですし、自分の周り1メートルぐらいしか映らないのであれば、横に誰か居ても分からないし、何かメモでも渡されても分からないし、何かその辺の公平性とか信頼性が担保できるのかという点はすごい疑義を感じます。特に、第三者が居たらいけないこととか録音・録画はだめと厳しく言うのであれば、その辺はどうやって担保するのかなと思いました。弁護士さんの代理があれば、何かあれば弁護士さんはいろいろ資格とかにも関わってくる、責任をとる、とり方はあるんでしょうけど、個々の人であればあるほど、その辺が不安というか懸念があるのかなというふうに思いました。

質問というか、これからもというか、今自宅とかでやるケースって結構、既に、先行した東京とかであるのかどうか、あるいは全体として自宅でもどんどん解禁というか増やしていこうとしているのか、そのあたりを教えていただければと思います。

[説明者]

まず自宅とかの場合で、録音・録画、第三者の存在を含めて非公開性のところをどうやって確保していくのかというところの御指摘だと思います。

その点につきましては、裁判所においてもこのウェブ会議を始めるに当たって、一番検討に時間を要したといたしますか、そこは慎重に検討したところの1つでございます。やはり非公開性というものを確保していかなければ調停制度というものが安心して利用できないところがありますので、そこを慎重に検討させていただいて、今考えているところとしましては、まずウェブ会議をやりますということが決まったときには、お配りさせていただいている「ウェブ会議を利用される方へ」ということを、まずこれを当事者の方にお渡しさせていただくんですけれども、その裏面、2枚目と申し上げたらよろしいでしょうか、そこに「守っていただきたいこと」ということで書かせていただいておりますので、そこで、第三者の同席はできないですとか、あるいは禁止事項として録音とかということをしなさいとごうなもの、まず事前にお知らせする形で告知させていただいているところがございます。

それに加えて、当日においてももちろん、今回デモをさせていただいたとおり、録音・録画していませんよというところを確認させていただくということに加えて、ウェブの場合だとカメラがついていて部屋の周りが見えますので、例えばもう少し部屋を見せてくださいという形でカメラを例えば移動させてもらうような形で、本当に周りに人がいないかを確認させていただくということも場合によってはあるかなというふうに考えています。代理人事務所の場合はそういうリスクはとりあえずないだろうと思っておりますので、そこまでしないというケースが多いですけれども、本人様の場合にはそういうことをしたりということも考えているところでございます。

そういったことで一応、対応はしようかなと思っておりますが、そこについては今後、本人事案をやっていく上で、そのあたりをどういうふうに確保していくかというところは引き続き裁判所としても検討したいなというふうに思っているところでございます。

続いて、やはり自宅の場合だと、どうしても緊張感がなくなるだとかそういうよう

なお話もいただきました。その点につきましては、確かに自宅でやることによるいいこと、悪いこと、いろいろあるんだろうなという気がしました。自宅の場合ですと、そうですね、やっぱり調停は裁判の法廷に行くような感じとはちょっと違って、やはり調停室で調停委員の二人と向き合って話をするということなので、通常やっている裁判よりは比較的話しやすいのかなとは思ったりもするんですが、やはり当事者の方からすると裁判所に行くということだけで多分、すごい緊張感があると思いますので、なかなかしゃべりにくいというところはあるかもしれない。それに比べると、自宅というのはある意味、自分が普段いるところですので、そのときのほうがある意味リラックスして、いろいろお話ししていただけるというようなものもあるのかなと思う反面、御指摘のように、それが行き過ぎてしまうと緊張感のなさだったりですとかということにつながってくるんだろうと思います。

そこをどういうふうにもうまい具合にやっていくかということころは考えないといけないかなと思うんですが、ウェブ会議をやってみて、ほかの人がいるんじゃないかとか、あるいは緊張感がなくなってしまうとかということにあまりなってくると、もうウェブ会議でやるよりは対面でやったほうがいいので、次からは対面でやらせてくださいとか、そういうような対応をすることも考えられるかなと思いますので、そういったことを実際にやってみて、どういうふうなやり方があるのか、これもまた順次考えていかなきゃいけないのかなというふうに思ったりもいたしました。

最後の点ですけれども、自宅でやることについては今後、それを増やしていくというところをどう考えているかということころかと思えますけれども、裁判所としては、自宅でやることも選択肢にはもちろん入っているところですが、それをすごい増やすべきだとかというよりは、やはりその事案ごとにおいてどういう形で調停をやるのが一番いいんだろうかというようなことを考えながらやらないといけないのかなと。その中で、今回、ウェブ会議という選択肢が一つ増えたので、それをいかに活用していくか、それで実際にそのウェブ会議でやるのがこの事案には適しているよねと

いうことになれば、それを使っていくということになりますし、その場所として自宅がふさわしいということであれば自宅でやるということだと思いますので、そこはほかの方法と比較しながらよりよい方法を使っていこうというところが基本的なスタンスかなと思います。

もちろん、自宅の場合には、やはり非公開性のところについては慎重に見なければならぬところがありますので、それはどういう人となりの人なのかなということも含めて事案を適切に見ながらやっていくということになるんじゃないかなと思います。長くなりましたが、以上でございます。

[委員長]

ありがとうございました。それでは、そろそろ予定の時間が近づいてまいりましたので、意見交換は以上とさせていただきます。

6 次回日程及びテーマ

(1) 次回開催日時

令和5年6月21日（水）午後3時

(2) テーマ

「特定少年に対する教育的措置について」